大阪市告示第1387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

阪急オアシス高殿店

大阪市旭区高殿四丁目72番６　外

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社　代表取締役　久井　大樹

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

⑶　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

イズミヤ・阪急オアシス株式会社　代表取締役　林　克弘

大阪市北区角田町８番７号

外２者

（変更後）

株式会社関西フードマーケット　代表取締役　渡邊　学

大阪市北区角田町８番７号

外２者

⑷　変更年月日

令和８年４月１日

２　届出年月日

令和８年９月16日

３　届出書類の縦覧

⑴　縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目１番10号　ＡＴＣビルＯ’s棟南館４階

⑵　期間

令和８年10月16日（金）から令和９年２月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

⑶　時間

午前９時30分から午後５時まで

４　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定による意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和９年２月16日（火）

⑵　提出先

上記３⑴に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）